

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第3回）

1 日 時

令和元年7月19日（金） 午前10時30分から午後0時まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 25階 104会議室

3 出席者

有村委員長、藤平委員長職務代理者、坂田委員、豊岡委員、笠原委員、鈴木委員、横井委員、相川委員、橋本委員（9名）

※ 欠席 林委員（1名）

4 事務局参加者

増田指導部長、小寺指導部指導企画課長、佐藤指導部高等学校教育指導課長、中嶋指導部義務教育指導課長、丹野指導部特別支援教育指導課長、森川企画担当課長、清水教育相談センター次長、渡辺指導部主任指導主事（生徒指導担当）、松永指導部主任指導主事（不登校施策担当）、土屋指導部主任指導主事（人権教育担当）、田中指導部主任指導主事（情報教育担当）、井上指導部主任指導主事（生活指導・産業教育担当）、原島指導部主任指導主事（特別支援教育担当）、千葉統括指導主事（生徒指導担当）、久保田統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、井原統括指導主事（特別支援教育担当）、大津教育相談センター統括指導主事、長友教職員研修センター統括指導主事

5 傍聴者

0名

6 報道機関

取材2社

7 審議内容

(1) 事務局説明

SNSを活用した教育相談体制の構築について

(2) 審議

関係機関との効果的な連携の在り方について

8 審議記録

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

失礼いたします。それでは、開会に先立ちまして、委員の皆さま方に2点御連絡をお伝えさせていただきます。1点目は資料の確認です。机上に配付させていただきました資料につきましても、次第の下の方に記載をしております。御確認の上、不足等がございましたら事務局までお声掛けをお願いいたします。

2点目でございますが、本日の取材の状況についてです。現在、1社の新聞社が、本

日の会議の取材を申し出ております。カメラにつきましては、冒頭の指導部長の挨拶まで許可をいたします。会議の傍聴につきましては、当教育委員会傍聴規則に準じて受け付けることとしておりますが、本日は、まだ傍聴の受付の方はまだ何もございませんので御報告いたします。

それでは、時間になりましたらまた御連絡いたします。もう少々お待ちください。

お時間になりました。本日、カメラの申出はございません。

それでは、これから第3期の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第3回）を開催させていただきます。有村委員長、会議の進行をお願いいたします。

【有村委員長】

皆さん、おはようございます。お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に9名の方々に御参加を頂いております。定員に達しておりますので、進めさせていただければと思っております。なお、林委員につきましては、所用のため御欠席という連絡を頂いているところでございます。

それでは、ただいまから第3回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開催したいと思っております。

初めに、教育庁指導部の増田部長から御挨拶を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

【事務局（増田指導部長）】

失礼いたします。本年4月に指導部長に着任いたしました増田でございます。委員の皆さま方には御多用の中、第3回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただき、ありがとうございます。また、日頃から都内公立学校におけるいじめ防止対策の推進に多大なる御尽力を賜り、誠にありがとうございます。第3期に当たる本委員会の多くの委員の方々が、第2期より引き続き委員をお引き受けいただいていると伺っております。改めて御礼申し上げます。

さて、令和元年度初めての開催に当たりまして、今年度、都教育委員会が新たに取り組んでいる施策についてその一端を御紹介させていただきます。

第1は、SNSを活用した教育相談の本格実施でございます。スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段は、SNSが圧倒的な割合を占めるようになってきております。このことを受け、いじめを含め、様々な悩みを抱える子供たちからの相談に対して、多様な選択肢を用意することが必要と考え、昨年度、都立高校生を対象に、無料通話メールアプリLINEを活用したSNS教育相談を、2週間試行的に実施いたしました。

さらに今年度は、対象を都内の国公私立中学生、高校生に広げ、毎日午後5時から午後10時まで、通年でSNS教育相談窓口を設置しております。

第2は、都立学校におけるシニア・スクールカウンセラーの配置に係るモデル事業の実施でございます。これまで学校が重篤な事案等に直面したときなど、スクールカウンセラーが教職員への助言等を行うに当たり、心理的見立て等について相談できる場がございませんでした。実際にスクールカウンセラーへのアンケートにおいても約9割のスクールカウンセラーが、相談等ができる支援体制を望んでいる状況が確認されました。

このことを受け、豊富な経験と高い専門性を有する人材を新たにシニア・スクールカウンセラーとして示し、東部・中部・西部の学校経営支援センターの各所に配置する2年間のモデル事業を今年度より開始しております。

シニア・スクールカウンセラーは、専用電話やメール、訪問等を通じて、スクールカ

ウンセラーからの相談に応じ、具体的な改善策の提示や指導助言を行っております。本事業の推進を図ることで、都立学校の教育相談体制を一層充実させていきたいと考えております。

本日は、関係機関との効果的な連携の在り方について、特に日常の連携の実効性を高めることを視点として、委員の皆さま方に審議をお願いしております。委員の皆さま方には、それぞれのお立場から学校との日常の連携について現状や課題、課題解決に向けた方策等について、御審議くださいますようお願い申し上げます。都教育委員会といたしましては、引き続き全ての子供たちが安心して学校に通い、楽しく学ぶことができるよう、いじめ防止対策の一層の推進に向けて全力で取り組んでいく所存でございます。是非皆さま方の専門的な見地から、様々な御提言を頂きますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【有村委員長】

ありがとうございました。指導部長から今大きく2点にわたりまして、お話と付け加え箇所がございました。ありがとうございました。

続きまして、今年度初めての開催となりますので、ここで事務局員の御紹介をお願いいたします。では、渡辺主任お願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは、私から紹介させていただきます。東京都教育庁指導部長 増田 正弘 でございます。

【事務局（増田指導部長）】

よろしく願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

同指導企画課長 小寺 康裕 でございます。

【事務局（小寺指導部指導企画課長）】

小寺です。お願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

高等学校教育指導課長 佐藤 聖一 でございます。

【事務局（佐藤指導部高等学校教育指導課長）】

よろしく願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

義務教育指導課長 中嶋 富美代 でございます。

【事務局（中嶋指導部義務教育指導課長）】

よろしく願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

特別支援教育指導課長 丹野 哲也 でございます。

【事務局（丹野指導部特別支援教育指導課長）】

よろしく願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

総務部企画担当課長 森川 比呂志 でございます。

【事務局（森川企画担当課長）】

よろしく願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

東京都教育相談センター次長 清水 宏 でございます。

【事務局（清水教育相談センター一次長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

東京都教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事 長友 慎吾 でございます。

【事務局（長友教職員研修センター統括指導主事）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

どうぞよろしくお願いいたします。

【有村委員長】

ありがとうございました。今、事務局の説明でございました。

それでは、これから事務局の方に本日の議題についての説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（田中指導部主任指導主事（情報教育担当））】

失礼いたします。情報教育を担当しております主任指導主事田中と申します。まず初めに、事務局説明としまして、SNSを活用した教育相談体制の構築について御説明申し上げます。資料といたしましては、2ページ、3ページを御覧いただければと存じます。

SNSを活用した教育相談体制の構築についてでございます。まず、背景について申し述べます。子供たちが悩みや不安を抱え込まず、SOSを出すことが大切だということで、私どももSOSの出し方に関する教育については展開しておりますが、やはり信頼できる大人にそういった子供たちをつないでいく、そのようなことが大切かと考えております。

その中で若年層、特に10代の子供たちの用いるコミュニケーションの手段につきましては、SNSが昨今、圧倒的な割合を占めてございます。例えば、平成28年、ちょっと前のデータになるのですが、総務省の調査によりますと、10代の子供たちが平日にSNSを利用する時間は約60分であることに對しまして、携帯電話による音声通話は2.7分、固定電話によると0.3分ということで、子供たちはコミュニケーションツールとしては、SNSを多く利用しているという状況がございます。

そういった背景もありまして、教育相談体制の一層の拡充に向けては、電話や来所、メールなどの従来の方法に加えて、やはり相談体制の多様化が求められるというところで、昨年度、平成30年度にSNSの教育相談を試行的に実施いたしました。こちらは資料がございませんが、口頭で申し述べますと、日時としては8月25日から9月7日まで、子供たちが最も1年を通じて不安定になりがちな時期というところで、都立高校生約15万人を対象に実施いたしました。

心理カウンセラーによる1対1のチャット相談、文字による相談というところで、信頼できる大人につなぐということを主眼に、チャット相談をしていったところでございます。

結果としましては、相談件数2週間で315件というところで、同時期に、教育相談センターにおける電話相談のおよそ3倍の相談が寄せられたというところで、やはり教育相談においても、SNSは効果的な有効なツールであるということが、昨年度トライアルの結果から把握したところでございます。

そこで今年度につきましては、冒頭の指導部長の挨拶にもございましたが、4月1日

から通年で、受付時刻を午後5時から、昨年の実施ですと、終了間際の時刻に回線が混み合うという傾向がございましたので、午後10時までということで昨年のトライアルに比べて1時間延長して実施をしているところでございます。対象につきましては、都内在学の中学生、高校生ということで、都内の国公立に通っている中高生、およそ周知用のカードは70万枚配布をしたというところでございます。

今年度は、ちょっとテクニカルな話になりますけれども、通常、年間通して5回線で相談を受けるのですが、4月、5月、夏休み明け前後、それから冬休み明けなどは、10回線ということで体制を増強して準備をしているところでございます。

今年度の特色としましては、資料の2ページ、3ページにもチラシがございますけれども、都民安全推進本部はネット携帯トラブルでのSNSの相談を昨年度実施しておりました。福祉保健局においては、「生きるのがつらいと感じたら」、いわゆる自殺相談をSNSを用いて試行的に実施しておりました。今年度はその3局での取組を同一のアカウントで「相談ほっとLINE@東京」というアカウント名で、実施をしてございます。こちら信頼できる大人につながるということを相談チームには課しておまして、LINEの中だけで解決する問題もありますけれども、信頼できる大人につないでいく。

例えば、スクールカウンセラーだったり、学校の先生だったり、保護者だったり、部活の先生だったり、事によっては医療機関を紹介するなどして、信頼できる大人につないでいくということを主眼に実施をしているところでございます。

昨年、2週間の試行では友達登録、いつでも相談できるという状況になった子供たちが1,200名いたのですが、今現在、本日付けですと友達登録の数が9,600人と1万人に迫る勢いとなっておりますので、こういった子供たちはスマートフォンで午後5時から午後10時になりましたら、タップするだけでチャットによる相談が受けられるというところで、SOSをあげる、悩みを内に抱え込まず、SOSを出すということが気軽にできるという体制を組んでいるというところでございます。私からは以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございました。SNSを活用した相談体制についての説明がございましたが、委員の皆さままで御質問や御意見ございましたら、どうぞお願いいたします。

【相川委員】

では、よろしいですか。

【有村委員長】

どうぞ、相川委員。

【相川委員】

御説明ありがとうございました。私の方からの質問は、この相談は基本的には匿名で受けるのだと思うのですが、そこから信頼できる大人につながるというところを具体的にどんなふうに行っているのか、その具体的にどこかの相談機関につないだ後のフォローみたいなものも、想定に入れているのかどうか、その辺りをちょっと教えていただければと思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。繰り返しませんけれども、よろしく申し上げます。

【事務局（田中指導部主任指導主事（情報教育担当））】

はい、お答えいたします。大変重要な御指摘を頂いたというふうに認識しております。

おっしゃるとおり、SNSでの相談は匿名性が高いというところで、こういった内容は例えば電話とかスクールカウンセラーのような対面での相談はなかなかしにくいなど

というような内容が多く寄せられるという状況もございます。匿名だからこそ悩みを打ち明けられたという内容がございます。

ただ、こちらが、これは他の相談でも言えるかと思うのですが、相談員がチャットによって関係機関、医療機関であったり、適切な大人であったり、そういった方に紹介をしてごらんということでサジェスションを行うわけですが、そこで分かりましたという形でチャットは終わるのですが、その後、例えば本当にそれにつながったかということに関しては、なかなか把握することが難しいというのが現状でございます。私どもとしてはおっしゃるとおり、相談者に最後まで寄り添う対応ということが大切だと考えておりますので、そういったことを御指摘もありますが、来年度以降この施策を続ける場合には、改善することができないかということで今考えているところでございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。今の件で、私、話を聞きながらちょっと思ったのですが、場合によっては、その話の件によっては、相談を受けた方がお名前を教えてくださいかということもあり得るのですか。その辺りはここにいる専門家の方でもいろいろ御意見があるかもしれませんが、どうなのでしょう。

【事務局（田中指導部主任指導主事（情報教育担当））】

今のところ、例えばその個人が特定できるような形でやりとりというのは、先週末までの段階ではそういうやりとりは行われていないというのが実情でございます。

【有村委員長】

分かりました。ありがとうございます。

ほかに御質問がございましたら。どうぞ、横井委員お願いします。

【横井委員】

今の相川委員の御質問とも関連すると思うのですが、これはこういった事業をスタートされているということ、関係機関にはどのような形でどのような範囲まで行っているのか教えていただきたいと思います。

と言いますのも、やはり虐待関連などの相談内容が来た場合には、信頼できる大人につながりということで、何らかのつながりをつくり出して対応していく必要があると思いますので、特に児童相談所や子供家庭支援センターに関して、こういった内容というか事業が始まることを、できれば文章で周知しておいた方がよろしいかと思うので、教えてください。

【有村委員長】

どうぞお願いいたします。

【事務局（田中指導部主任指導主事（情報教育担当））】

今年度の相談につきましては、中高生限定教育相談としておりますが、もちろん私ども教育委員会は、東京都教育相談センターという教育における教育相談の専門機関を持っておりますので、教育相談センターとの連携というところで、必要に応じて教育相談センターの担当者の方に、こういう相談があったという連絡が入るような仕組みにはなっております。それから今年度は、特に福祉保健局や都民安全推進本部と連携をしておりますので、そういった重篤な案件等につきましては、例えばその福祉保健局の方が連携先として持っている、それを私どもも共有させていただくというようなところで、関係機関とは対応しているというところでございます。

【横井委員】

通告を行う必要があるものについては、通告のルートや御判断、組織のところでの御判断となると思いますけれども、整理しておく必要があるかなと思いました。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。そうですね、場合によっては連携という、今日はそのテーマにもなるのですけれども、連携の難しさというそこをちょっと詰めておかないといけない部分もあるような気がしましたので、今の御意見ありがとうございます。ほかの皆さんはいかがでしょう。どうぞ、藤平委員。

【藤平委員長職務代理者】

参考までに教えていただきたいのですけれども、中高生限定を除くとしても、小学生の相談というのはどのくらいあるのですか。

【事務局（田中指導部主任指導主事（情報教育担当））】

つまびらかな件数というのは、私どものほうではまだ把握できていないのですけれども、相談のログを拝見しますと、例えば事前にタップすると、「都内在住の中高生ですか」「はい」そして「相談を始めますか」という形で入っていくのですけれども、例えば小学生がこのアカウントを知って入っても、そこで相談に来られてしまうというのは実際の事実でございます。

ですが、相談においては小学生ということが例えば相談の過程で分かったからといっても、もう相談を受けられませんという形ではなくて、私どもとしては東京都教育相談センターの、例えば教育相談、フリーダイヤル電話での相談がありますので、そういったところを紹介するような形で相談をクロージングするという形で実施をしているというところでございます。

【有村委員長】

どうぞ。

【藤平委員長職務代理者】

じゃあ、相談員の方に、途中で小学生だと分かったということというのは結構あるのですか。

【有村委員長】

どうぞお願いします。

【事務局（田中指導部主任指導主事（情報教育担当））】

件数としてはそう多くはございませんが、過去4月、5月、6月のログを拝見していると、そういった場合があります。例えば保護者が入ってきたという場合もありますが、そういった場合も教育相談センター等を紹介するような形でクロージングするという形にしております。

【有村委員長】

幅広い世代というか、そういうところに拡大していくことも理解いたしました。

ほかに委員の皆さんはいかがですか。どうぞ、笠原委員お願いします。

【笠原委員】

ちょっと細かいことで大変申し訳ありません。一応個人の特定はできないという形での試行だということは理解しておりますが、例えば、発信元を調べれば同じ人かどうかというぐらいは分かると思うので、リピーターがどれくらいいるのかということが一つ。それからもう一つ、今さっきどなたかがおっしゃっていましたが、もしその個人、リピーターが今何人ぐらいいるかということ、言うこと忘れちゃった。

いいです、まずそれを説明をお願いします。

【有村委員長】

はい。個人のリピーターについてお願いします。

【事務局（田中指導部主任指導主事（情報教育担当））】

これも今年度の実施について、まだ詳細の分析ができておりませんが、昨年の試行結果によりますと、2回以上アクセスしてくれた相談者は約3割、ですから約7割の子が1回で相談が終了しているという状況でございます。

【笠原委員長】

ありがとうございます。もう一つは、アウトカム調査は本当に難しいと思うのですが、例えば最後にこれは役に立ちましたかとか、そういうクエスチョンはしていますか。

【事務局（田中指導部主任指導主事（情報教育担当））】

現在はそのようなことはしておりませんが、次年度に向けて御指摘もありましたが、そういったことができないかということを経済局の中では検討しているというところでございます。

【有村委員長】

ほかにはいかがでしょうか。ございませんか。

私の方も1点、もちろん今後こういう形でやっぱり悩みを抱えていたら、誰かに相談するという気持ちそのものというか、一步を踏み出すことがすごく大事だと思うんです。私は、東京都がこういう取組をすることは非常に有効だということで、いろんな意味で生きるのがつらいとか、中高校生に対して、どうしたらもっと相談ができる、ふっと活用ができる非常にいい取組だと思うんです。それで、先ほどお話があったように、ここにも書いてありますけれども、友達登録ということでもいろいろあるのですけれども、ちょっとネガティブな言い方で恐縮なんですけれども、こういう取組に対してマイナス面というか、リスクは何かないのかということなんです。確かにいい取組で子供たちの相談したい気持ち、言う気持ちを一步前に進めるという非常にいい取組なので、ただ反面、陰の部分も何かあるんじゃないかと思うところがありますので、何かその辺りで想定されることがあったら教えていただければよろしいでしょうか。どうぞ、お願いします。

【事務局（田中指導部主任指導主事（情報教育担当））】

先ほども申し上げたところにもつながるのですが、やはり匿名性が高いからこそ寄せられる相談があり、例えば昨年の事例ですと、毎日アクセスをして、5日目に初めてこれまで言えなかった悩み、実は中学校のときに友達にいじめられていたということが初めて言えた。その前の4日間は、お父さんから何をされたとか、おじいちゃんから何をされたというようなことをずっとチャットしていたんですけども、5日目にして初めて言えましたということがございました。ある意味その匿名性の中でこういうやりとりを繰り返していく中で、本当に自分が向き合ってきたというかつらい思いをしていたということが誰かに言えたというところがあります。そういったところでは、この気持ちを誰かに聞いてもらおうかというところで、その相談については一応終局をしたのですけれども、それ以降、本当にその子が、例えば誰か信頼できる大人に相談をして、課題が解決する問題が解決したのか、そういう悩み不安が取り除かれたのかということが、なかなかしっかりと把握することが難しいという状況でございます。

それから、かなり相談としては、割合としては友達関係のトラブルとか、あと恋愛についての相談というのが大変多いので、そういう意味でいうとすごく相談についてのハードルが下がった、相談しやすいところになったというところはありますけれども、本

当にきちっとした解決に結び付けていくことができているのかということに関しては、やはり我々事務局としては、常に自省というか反省的に考えながら、取り組まなければいけないと考えているところでございます。

【有村委員長】

分かりました。ありがとうございます。ほかにないですか。どうぞ、坂田委員。

【坂田委員】

非常に先進的な取組をされていると思うのですけれども、今、有村委員がおっしゃった影の部分に関わってなんですけれども、今の子供たちというのはデジタルネイティブの世代ですから、基本的にはLINEで大丈夫なんでしょうけれども、今の中高生でも若干そこから取り残された子供たち、デジタルデバイドの存在というのがやっぱり影の部分としては必ず意識しなければいけないところだと思うんですね。そういうところを考えた場合に、オールドな古いタイプの相談窓口とかルートというのも是非残していただきたいというのが、ちょっと聞いていて感じたところです。

こちらばかりに特化してしまうということはないと思うのですけれども、その辺をよろしく願いいたします。

【有村委員長】

ありがとうございます。ここの辺りはやっぱり直接的には会って、自分が行って本当に相談して、それがすぐに問題解決に早くつながるケースもあると思うんですね。そういう点では多くが相談体制というのを危惧しながら取組を進めていくことも大事だと思っています。ほかの委員の皆さんいかがですか。はい、どうぞ、鈴木委員。

【鈴木委員】

とても大切な取組をされていらっしゃると思います。子供たちにとっては相談のハードルが下がってありがたいことだと思うのですが、一方では、こういう匿名相談を受ける立場の方としては非常に特殊なトレーニングも必要かと思うのですけれども、その辺りこういった匿名相談を受ける側の心理的負担に対するケアとか、あるいはこういう形で受けてほしいという全体のマネジメントですね、そんな相談の受け方のマネジメントみたいなことは、教育相談センターの方としてどのように相談の方たちにお伝えになっ
ていられるのかということをお教えいただきたいと思います。

【有村委員長】

どうですか、情報さん、お願いします。

【事務局（田中指導部主任指導主事（情報教育担当））】

はい。おっしゃるとおり、このSNSによる相談については、例えば、実際面と向かっての教育相談は得意というか経験はあるけれども、キーボードを叩いてチャットによる相談ということになりますと、それまでと違ったスキル、ノウハウが求められるというところでございます。

今回、相談員につきましては、月1回の研修という形をお願いしておりますので、そこで教育相談の在り方からチャットによる教育相談、そういう専門的なスキルについて研修を深めていただくというところで体制としては組んでおります。

また、東京都教育相談センターと私どもは連携をしてやっておりますので、教育相談センターとの今回のSNSの相談チームともそういったミーティングみたいなものも、今年度実施をして相談センターの知見を、このSNSの教育相談のほうに生かしていくことができればと考えております。

【有村委員長】

ありがとうございます。今の件で相談というか清水次長、コメントないですか、何かありますか。

【清水委員】

清水でございますが、今、田中主任から御説明があったとおり、やはり教育相談センターが持っている知見を生かし、逆にSNSの方からの知見も生かしたらどうだという意見が寄せられておりますので、今、田中主任がおっしゃったように、当センターとしても一緒に合同でそういったケースの会議をやっていくということは今年度からやりたいと思っております。

【有村委員長】

ありがとうございました。今の話を伺っていて、僕もちょっと思うところがあるのですけれども、やっぱり相談する側、もちろん児童、生徒もそうですけれども、受ける心理カウンセラーの方なり、担当者の方、いわゆるいろんな方々が行政当局、我々もそうですが、いわゆる高い倫理観というか、高いモラルというのが非常に求められるところに来ているのだと思うんです。やっぱり私はなぜ「陰の部分はないんですか」という質問をした背景には、何かこういう社会が高度化してくると、私たちは何か高い倫理観を持っていろいろなものにアタックする知恵を持たないと、それからすると難しい問題になるんじゃないかと、具体的になかなか言い切れないところなのですが、そういうことを思うことがあるんです。

非常に今、OECDのいろんな教育のプログラムとかを見ても、エシカルというか倫理観とかそういうのを問うていますよね。そういうことが都教委のLINEで相談しますとかそういう部分が求められていて、これを言葉はよくないですけれども、いたずらに取り扱うとかそういう発想がどこかに見えてくると、こういうものがおかしな方へ出てくるんじゃないかという気がするものですから、やっぱり何か倫理観の維持とかこういうのをどうやって私たちは受け止めているのかというのは、我々はいろんな機会に議論しながら確かにしていくという、そういう民度の高さみたいなのが戻ればと余計なことを申し上げたのですが、そういう取組だけに、これが持続発展して、それこそ広く都民の心に定着していく倫理観みたいなことをすごく大事にしたいなと思っております。

本当に余計な話で申し訳ないですが、ちょっと私の頭の中に新渡戸稲造の『武士道』の中に、「ノブレス・オブリージュ」という言葉が出ています。やっぱり私たちが生活をしていくために、ある程度倫理観を持つ必要があるということ、彼が私たちに教えてくれているような気がするのですが、そのことを思い出しながら、こういういい取組はやっぱり子供たちのために一歩自分が何か引き金を引く前にちょっと考えたいなという引き金になるような部分に、その倫理観というのはあるような気がするので、お互いに持ちながら対応することが大事かと思って、私なりに勉強したところだったのでコメント的に申し上げたのですが、大変失礼でございました。よろしくお願ひしたいと思っております。ちょっと私が申し上げて恐縮なのですが、ほかに委員の皆さんは何か御意見などあればよろしくお願ひしたいのですが、どうでしょうか。

それでは、ここで時間を大事な東京都の施策でございましたので、今後もこれにつきまして4月1日から始まっている動向がございますので、また次回あたりも進捗状況を詳細に教えていただければありがたいと思っております。これにつきましては、この辺りで審議を終わりたいと思っておりますけれども、また次の審議事項とも関わりますので、御意見がありましたら後でおっしゃっていただければと思っております。

それでは、次の審議に移りたいと思っております。今回は関係機関との信頼関係に基づく効

果的な連携の在り方について、特に委員の皆さんに事前にお示ししましたけれども、日常の連携の在り方について現状や課題、実効性を高めるための解決に向けた施策について審議したいと思っております。皆さん、参考資料4について御覧ください。今日の資料の裏の方に視点が書かれておまして、今のものは前もって送られて来ていると思うので、それに基づいて議論をしたいと思っております。

事前に事務局の方から委員の皆さんにそれぞれ御専門の立場から、御意見があれば何かちょっとメモでもとお伝えして、今具体的に見ますとコピーがされていると思うのですが、鈴木委員と藤平委員、それから林委員のコメントですか、3枚がペーパーとして挙がって、一応話の切り口にしていただければと思っているところなのですが、是非審議をしたいと思えます。

改めて事務局の方から、何か今日配られた審議の視点について、ちょっと簡単な解説などをお願いしてよろしいですか。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは本日の配付資料の4ページ、最後のページになりますが、ここに審議の視点を記させていただきます。

本日の審議内容としては、関係機関との効果的な連携の在り方とありますが、その中でも、特に関係機関との日常の連携の実効性を高めるというところに焦点化をさせていただきました。

大きなポイントとしては3点示させていただきますが、まず1点目としては日常の連携に係る現状でございます。今、現状はどういう取組がなされているのか、そして2点目としては、連携の前提としてそれぞれの関係機関等がどういった役割を担っているのか、ここをもう一度整理をさせていただければと思えます。

そして3点目といたしましては、この日常の連携を更に実効的な取組として高めていくためには、今後どのような取組が必要なのかということで、この3点について御審議を頂ければと思えます。

まず、1番の日常の連携でございますが、現在それぞれの都内公立学校でどんな連携が図られているかというところがこの（2）に、日常の連携に係る学校の取組ということで示させていただきました。主に学校や区市町村教育委員会が主催のサポート会議の開催ですとか、小中学校におきましては、生活指導主任会に警察署のスクールサポーター等が定期的に参加をして、様々な情報共有を行ったり、あと児童相談所や子供家庭支援センター、医療機関等と学校の連携、支援会議等を日常的に開催しています。

そういったことで、日常下で何か起こってそこから連携ではなくて、まずその日常から顔の見える関係と申しますか、そういった関係・体制を築き、何か緊急事態等が発生した場合には、素早くどこの誰と連携を図って効果的な連携を図っていくかというようなところを構築しているというところでございます。

この1番の（1）調査結果からとありますが、これは都教育委員会が「ふれあい月間」と称しまして1年に2回、6月と11月、ここはいじめ防止等の強化月間といたしまして、これに合わせて調査をしております。その中で、こちらにございますが、学校運営協議会委員や学校サポートチーム、この委員等に各学校のいじめ防止基本方針の内容等を説明して、うちの学校はこのような方針で行っており、関係機関ともこのように連携を図っていきたいというようなことを説明するなどして、連携協力体制を築いている。この30年度、昨年度の調査では、各講習平均しますと94%はこうした取組を行っているということが出ております。

こうしたことをこの審議の視点を基に、是非皆さま方のそれぞれの専門的知見の方から御審議をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

【有村委員長】

ありがとうございます。今3点の説明がございました。このデータから見るとある意味数字的には高いのかもしれないですが、具体的にどうなのだろう、という取組ですね。それから、とりわけ2次取りまとめの総合対策の中にも書かれていることなのですが、効果的な連携の在り方はどうだろうかというこの辺りをしっかり我々は議論して、生徒たちが理解できる形で進められればと思っています。

それでは一応、委員の皆さんに具体的にお話しましたら、鈴木委員と藤平委員がちょっと原稿を用意してくれましたので、お二人にそれぞれタイム的には3分ぐらい御説明を頂いて、委員の皆さんから御意見を頂いて、それぞれ専門の意見からうちの連携はこうだよとそれぞれのお立場でおっしゃっていただければありがたいと思っています。では、鈴木委員から御提案をいただけますでしょうか。

【鈴木委員】

どの部分について。1、2、3まとめてということでしょうか。

【有村委員長】

そうですね、皆さんどうですか。関係しているので全部一遍に言ってもらってでいいんじゃないかという気がします。別々のほうがいいですか。

【鈴木委員】

いえ、どちらでも。そうしましたら、とにかくまとめてまいります。

まず、「日常の連携」に係る現状では、このようにサポートチームの会議ができてきて、そこで私も幾つかのサポート会議には参加しているのですが、同じメンバーが継続的に参加できていると、そこで人間関係ができてくるということによって相談がしやすくなるという利点があります。もう1点は、やはり開けばいいという形で形骸化しまわれないかということです。開いて説明しました、そこでおしまいというふうにならないで、いざとなったときに実際にサポートチームが対応するということまでなかなか行かないというところが、これからの課題かと思っています。

「連携」の前提としてそれぞれの役割と明確化について、これは心理の視点から申し上げます。一つは心理職というのは、意外に在職する分野が広いという特徴がありまして、また公認心理師法で他職種連携の義務ということが職務として明記されております。心理職の視点としましては、連携の橋渡しができるかなというところがあります。心理職は在職する機関が以下に挙げたように非常に多岐にわたっております。学校にはスクールカウンセラーが心理職としておりますので、そこと他機関の心理職が連携するときの具体的な橋渡し役をすることができる。そして、この橋渡しというのは、もちろん学校がその関係機関にきちんと連携を取られるのですが、そうなったときに具体的な事例について心理職の視点からお互いに助言し合えるとか、あと連携に至るためにこういう機関に連携先を求めると、この事例の場合よいのではないかという相談ができるとか、そういったことがございます。

教育分野の機関につきましては、まず教育相談センターの役割と取組についてですが、教育相談センターは学校と地域のことをとても分かっていて、公立学校としては最も連携のしやすい場所だと思います。もう一つ、学校以外の場だからこそ、児童生徒と保護者が話せることがあるのではないのでしょうか。取組の例につきましては、資料に書きましたようなものがあるかと存じます。

フリースクール、サポート校、NPO等の民間の相談室につきましては、民間の機関であるだけに、非常に自由度が高くフットワークが軽いです。また、様々な経歴を持つ職員がいて非常に多様性に寛容であるという特色があると思います。事例によってはこのような少し広い枠組みで対応してくれる場所の方が落ち着いたり、本人らしさを発揮できる居場所が見つけられることもあるかもしれません。

取組についても以下のように、相談以外にも予防啓発について積極的であったり、当事者のグループを持っていたり、保護者の会があったりなど様々な活動があるかと思えます。

三つ目の関係機関との効果的な連携の在り方につきましては、連携する場合は、その前に校内の体制の整備がとても大切かと思えます。何を目的にどこどどのタイミングで、どのように連携するのかということが、まず校内で共通理解できているということが必要だと思います。そのためには、問題の本質が何かをきちんと見立てる。これは虐待であるのか、いじめの背後に虐待があるのか発達障害があるのか、あるいは不登校も関わっているのか事例によっては、そういったいろいろな問題が絡み合っている場合もありますので、問題をもう一度きちんと見立てて、場合によっては同時進行で様々な機関と連携をせざるを得ないかと思っています。

連携先の役割と担当者のリストアップが是非とも必要だと思います。いざというときになって慌てて探すのではなくて、関係機関の役割、この機関はこういう仕事をしてくれますという役割、例えば「これについてはこれ以上望めないです。あるいはここはちょっと違います。」みたいなことが分かるようなそういったものと、その担当者のリストです。例えば児童福祉司さんと心理職はやることが違います。そのように担当者が誰であり、関係機関と担当ごとにどういう役割があるかという記載したリストみたいなものが職員室内に常備されて、教員から参照できるようにするのが必要だと思います。

当然、担当の異動とか組織制度の改正がありますので、リストは学校内の職員室内の担当者が、誰がこのリストを更新するかというのをきちんと決めて毎年更新していくことが必要だと思いますし、更新されれば一言「今年度よろしくお願ひします」とその際に御挨拶の電話の一本もできるのかなと思います。

また、行政もPTAからの生の情報というのが非常に大切ですので、生徒指導、養護等の部会で地域の人材、関係機関の情報がありましたら、それをこういったリストの中に加えられるといいのかなと思います。

あと、効果的なケース会議のためにということで、これは資料の準備と日常の情報収集が非常に大切になってくるかと思えます。連携するときは、その学校と各機関の役割と責任をお互いに知った上で、外部機関に何を依頼したいか、学校の方針を立ててからケース会議をされませんと、「情報共有はできました、困りましたね」ということで方針が出ないまま会議が終わってしまうということがあります。ですので、現状の学校の取組を連携先に伝える資料をきちんと準備して、何をお願いしたいかということをはっきりと会議に臨むということが大事だと思います。

いじめ案件に対する学校の取組であったり、背景にある課題の見立てとか、関係機関に依頼したいことを載せる等、資料の基となる情報を収集するためには、校務支援システムを使いまして、日頃から情報を書き込むシートなど活用できるといいのではないかと思います。

とにかく、会議が情報共有で終わらないように、誰がいつまでに何をするかという期限を決めて実行できるような策を立てられる会議というのが連携の成果になると思って

います。この辺りにつきましては、いじめ総合対策の第2次の取組、あの青い下巻のほうの教員研修プログラムの3若しくは5の辺りに内容の説明がありますので、この3と5が日常的にできるようになっていくと、連携取組のシステムが一層有効に働くようになっていくのではないかと思います。

以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。心理学のお立場から非常に詳細に御説明頂きました。

では、続きまして藤平委員、お願いします。

【藤平委員長職務代理者】

よろしく申し上げます。ちょうど平成22年度に文科省が中心となって「子供を見守り育てるネットワーク推進会議」というのが立ち上がり、そこで関係機関との連携ということが出て、その中でも日々の連携と緊急時の連携というふうに二つに分けるということが強調されていたんです。日々の連携を丁寧にするということは、それだけ予防的な視点ができるということと、緊急時の問題行動に発展したときも、日々の連携していればそれがスムーズに適切に対処できるということと分けていたと。その頃を踏まえて、私も当時勤めていて、全国の都道府県の担当指導主事さん、生徒指導担当主事さんとの集まりで、2～3年連続で関係機関との連携の在り方ということを通じてそれをテーマにして協議をしていたことがあるんです。ちょうど23、24、25年ぐらいだったと思うんですけども、そのときに各都道府県で適切な連携をしていた例というのが、毎年それぞれ持ち寄って協議をしていました。そのときに、かなり細かい非公式的な話も含めて、日々の連携でうまく行っているところとうまく行っていないところというのは、どこが違うのだろうかという話にもなって、結局そこから感じたのは、やはり人間関係。ここにも書いてあるのですが、オフィシャルで何とか連絡協議会とか、何とか対策会議など、いろんなところはどこでもやっているんです。やっていない都道府県というのはないぐらいなんです。でも、うまく行くところとうまく行かないところが必ず分かれるというのは、先ほど鈴木委員も言われたように、形式的にやるだけでは駄目だと。そういうときにそれがきっかけとして人間関係ができていけばいいのでしょうけれども、年に1～2回顔を合わせただけでは、全くそれは連携がつかないと。例えば、やはり何でもないときに顔を合わせて、会議以外でも連携というのは地域でやっていることで近いので、何でもないときにちょっと警察に立ち寄ったり、児相に立ち寄ったりとか、ちょっと世間話したり、今の状況を2～3分話して帰って行くとか、そういうことを続けている地域・学校というのは結構うまく行っていたという話は出ていました。

つまり、緊急時になったときに相談しても、全然相談に乗ってくれないという相談を僕らもよく受けていたのですが、それは人手が足りなくて相談に乗らないとかではなくて、児相にしても警察にしても、相談件数がいっぱい多くて、それを順番にこなしているということなんです。その順番をどこを先にやるかというところをよく関係機関に聞くと、やはり相談を受けた順番からなんです。事前にこの内容はこうだから早くやらなくちゃいけないよねと前もって分かっていると、順番を入れ替えたりとか、あとはやっぱり関係機関の人は日頃から顔も出さなくせに何かあったときに相談に来て、相談にすぐ対応しないとクレームを付けてくるというのは何事だという感じで、逆にそういう生の声を聞いていたということもあって、やはりそういうことを考えて、日頃からいかに人間関係をつくるかということが大事なんだと思います。

しかも、毎年関係機関で担当者が変わるということになって、年に1、2回会って

て、だんだんそういう話ができたとしても、翌年度になると担当者が替わってしまって引継ぎができていなくて、またゼロから振出しということが多く、なかなか難しいと思ったんですが、かといって日頃からちょっと顔を出して関係をつくりましようと言っても、実際は学校の方も誰でも忙しくて、忙しいだけではなくて、このぐらいのことで相談をしたら相手も迷惑だよねということを考えてしまうことで、なかなか踏み込めないということはよく聞きますので、もしかしたらそういうところからうまく入り込めるようなことをお話できるとまた変わってくるのかなと。そういう意味では、ここの3に書いてあるのですが、よく国や都道府県でも、市町村でもやられていると思うのですが、1日交流で1年間のようになくても、1週間、2週間でも、何か一緒に仕事をするとかそういうシステムがあると、ぐっと変わってくるのかなと思います。もしくは、定期的に話し合う機会が年に1、2回とか月に1回ではなくて、もう少し長いスパンで何かやる機会とかがあるといいのかなと感じています。

あとは、順番が前後しますけれども、2番のところにも書いてあるのですが、お互いに私たちはこういうことは知らないし、こういうことはできないということを使うと、相手はやはり、じゃあそのところはフォローしましょうという意識になってくるかと思えます。基本的にはやっぱり形式的にどんどん仕事を連携しなくちゃいけないかというよりも、やはりお互いの人間関係、思いをぶつけ合って、同じ地域の子供たちはこういうふうで育てようということ、日頃からやっぱり共有するということが大事なのかなと思います。

その形式的じゃない何か裏の話のようなことで、なかなか話しにくいかもしれないのですが、そういうところから切り込めないかなというのはあると思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、お二人から非常に貴重な意見を頂いているところですが、最初にこれからいろいろ議論をしていただきたいのですが、今のお二人について、何か御質問とか、この点はどうなっているか今のテーマで確かめたいことはございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今の鈴木委員と藤平委員の提案を参考にといたら失礼ですけども、いろいろ頂きながら、御自分の専門の分野で、こういう日常の連携性とか、非常に効果的なこういうことに配慮しているとか、そういった部分があったら御紹介いただければありがたいんですけども、いかがでしょうか。

じゃあ、最初に弁護士の相川委員からお願いいたします。

【相川委員】

私も事前にお二方のようにペーパーを用意すれば良かったんですけども、弁護士会がどういう連携をしているのかを簡単に御紹介したいと思います。

私自身は、例えば学校運営協議会の委員をさせていただいたりとかもあるんですけども、多くは多分、今の現状でいうと、特にいじめ問題との関わりでいうと、出張式のいじめ予防授業というのを弁護士会は取り組んでいます。それと、それからこれは最近、等級ごとになるかもしれませんが、スクールロイヤーというのがいろいろ言われ始めていて、取組が始まっているのではないかなというふうに思っています。

あと、一つ目の出張式のいじめ予防授業に関して言いますと、前回の委員会で警視庁の生活安全部の松丸さんから警視庁の方での取組について御紹介いただきましたけれども、弁護士会の方でも、これは第二東京弁護士会の平尾さんという弁護士が多分先駆者だと思えるんですけども、いじめ予防授業という取組を始めて、今全国各地の弁護士会

でやっているんです。

それで、東京でいうと、個別の学校からの依頼があつてというだけではなくて、市教委などからの委託を受けて、自治体の全部の学校でやりましょうということで取り組んでいるということがあります。弁護士会のいじめ予防授業というのは、一人一人の子供がそれぞれかけがえのない大切な存在であるという人権と考え方というのをベースにして、そこからそれぞれが安心して学校生活を送る権利等があるんだよということであるとか、いじめがその権利を侵害する行為であつて、そのいじめを受けた子を深く傷付ける可能性があるんだということであるとかを説明して、いじめが起こったり、それに対してエスカレートしたりするのを、じゃあどうやって防いだらいいだろうねということと一緒に考えるということをお子たちの中でやっていただいています。

それと、スクールロイヤーですが、それについては、学校で発生する様々な問題について、子供の最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉などの視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士というふうに一応定義付けることができると思うんですけども、元々はそのいじめ対策だけを想定していた仕組みではないのですが、いじめ対策の一つの有力なツールとして認知していただきつつあるのかなと思っています。

さっきの定義は日弁連の「スクールロイヤー」の整備を求める意見書というのがあつて、それが2018年1月に出ているのですが、そこで書かれている内容なんですけど、元々は平成23年ぐらいに大阪市で始めた取組が始まりだと言われているのですが、私の個人的な見方だと、都教委も平成21年5月に東京都の教育相談センターで、学校問題解決サポートセンターというのをつくったんですね。

それが、このスクールロイヤーの発想を先読みしているものだったのではないかなと思っています。今、弁護士会ではその自治体からの要請に応じて、スクールロイヤー制度の制度設計の段階から、あるいはその派遣する弁護士の推薦に至るまで、あらゆる相談に応じて対応してきています。それがうまく機能することで、先ほど日常的な関わりがすごく大事だというお話がありましたけれども、スクールロイヤーというのは特に何かあつたら相談するというよりも、日常的に学校と関わって助言できる存在というふうを活用してもらうことで、そういう役割を果たせるのではないかなと思っています。取りあえず以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。出張の予防授業とスクールロイヤーについての具体的な連携の在り方を今弁護士会として御説明いただきました。

今の相川委員の御提案について何かお聞きになりたいことはございますでしょうか。

私、1点だけ、とりわけいじめとかそういう人権に関わる問題で、子供たちのサポートをしていく、授業に入っているということで、非常に有効だと思うんですけども、ちょっと発展させるというか、例えば細かいシーンになるんですけども、道徳が教科化されて、小・中・高等学校で非常に一生懸命やっているんです。そういう道徳の授業でテーマとしていじめの教材が結構入ってしまつて、その中に例えば、弁護士の先生の立場だとかこういう教材についてはどんなふう考えた方がいいのかというワンポイントのお話を頂くとか、そういった授業の中へいわゆる具体的に道徳の教材の中で、じゃあ弁護士の先生は、こんなことどういうふう考えるんだろうねと、中高生あたりに話してみるとすごく有効な気がするんです。そういうのをやっていただけるかどうか、そういう取組がもしあればちょっと御紹介いただければと思ったのですが、いかが

ですか。

【相川委員】

ありがとうございます。いじめ予防授業の内容自体は、やっぱり学校側のニーズに合わせてカスタマイズできるので、そこは言っていただければ、弁護士側の力量の問題もありますけれども、対応できるかなと思っています。

それと今のお話と少しずれるかもしれませんが、いじめ予防授業をどのカリキュラムに組み込むのかという発想は、学校は時間的にやっぱりタイトで、いろんなやり方があるようなんですけれども、その中で道德の授業の中に位置付けていただくということもあったかと伺っていたかなと思いますけれども。

【有村委員長】

どうですか、事務局の方たちで今言ったような出張授業とか、こういう具体例を学校現場から聞いているというお話があれば、示していただければ助かるのですが何かございますか。では、渡辺主任お願いします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

学校の方からこういった取組だということの御報告や調査が特段のものはないんですが、実は皆さまにこのいじめ総合対策第2次の中には、この弁護士等を活用したいじめ防止事業の実施ということも、この未然防止の一つの取組として具体的な内容として示させていただいております、こういったことも活用しながら、かなり多くの自治体や学校において、この弁護士の方々の御協力を得て、様々な法に照らしてこの授業を行っている状況はあるかと思えます。

【有村委員長】

そうですね。私も実際何例か見たことがあるんですけども、中学1年生の授業で、すみません、具体的なんですけども、弁護士の先生がここに弁護士バッジをお付けになったんです。そうしたら前にいた生徒が、ものすごい興味を持って、「先生、そのバッジは何が書いてあるんですか」と。そうしたら、弁護士の先生が黒板にちょっとメモを書いて、これははかりが書いてあって、こうやってバランスが、最初はそうなんですか。それを説明して、なるべく私たちは公平に見る仕事なんだということをおっしゃって、生徒たちに話をしていました。ものすごく興味引いて、担任の先生の話ですと、割とちょっと気にはなっていた生徒だけでも、実際に興味を示して学習効果が高かったということをお紹介いただいて、やっぱり専門的な知見を子供たちは求めているんだと思わせて。

非常に多くの学校で多分やっているんじゃないかという気がしましたので、また弁護士会と連携していただければと思っているところでございます。ありがとうございます。

では、どんどん行ってよろしいですか。では、もしよろしかったら、橋本委員、何か警察のほうの連携の説明を頂ければと思います。

【橋本委員】

はい。失礼いたします。それでは、私の方からいじめ防止に向けての役割と具体的取組について、警察がどのような活動をしているのか、どのような連携を図っているのかというところを含めまして、ちょっと総括的にお話をさせていただければと思います。

私ども警察が関与するいじめにありましては、当然ながらいじめの中に暴行・傷害、あと恐喝・強要などの犯罪行為が介在することが多くなっているような状況でございます。そのようなものを受理する中で、いじめを受けた児童生徒や保護者の方の意向、ま

た学校における対応状況などを踏まえながら、警察として必要な対応をとっているような状況でございます。

特に、被害児童等の生命身体又は財産に重大な被害を生じている、又はその疑いがある場合は、捜査を推進いたしまして、検挙・補導などの措置を講じているところでございます。

取組といたしましては、まずいじめ事案に関する情報の把握というようなところですが、警察がどのような形でいじめに関する情報を把握しているかと申しますと、一つ目は、学校からの情報提供でございます。学校と警察というのは、学校警察連絡協議会など各種の会議を開催しておりまして、必要に応じて学校の方からいじめに関する情報提供を頂いているところでございます。

二つ目といたしましては、相談受理でございます。相談の窓口といたしまして、各警察署の生活安全課の少年相談、また都内8ヶ所に所在しております少年センター「ヤング・テレホン・コーナー」という相談受理機関がございまして、そちらの方で様々な相談と併せまして、いじめの相談も受理しているところでございます。

三つ目は、スクールサポーター制度の活用でございます。スクールサポーターというのは、退職した警察官が警察署に配置になっておりまして、警察署から学校などの要請に応じて派遣をする制度でございます。この派遣する制度にありましては、このスクールサポーターのような活動しているかといいますと、いじめ等の問題行動への対応であるとか、あと巡回、相談活動ですね。児童の安全確保に関する助言などを行っているところでございます。全国で今44の都道府県に配置されておりまして、都内では95警察署に135名のスクールサポーターを配置しております。

先ほどこちらの資料の方にも出ておりますが、生活指導主任会に参加しているほか、平成30年度では3万7,000回を超える学校訪問を行っておりまして、学校の先生方と顔の見える関係というのを構築しているところでございます。

続きまして、いじめの情報を受けたその後の措置でございますが、いじめの中でもいじめを苦にして自殺してしまうような重大な事案の場合は、これは事案の事件化、あと被害児童等への支援を行っております。その他のいじめ事案では、被害児童・保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるものにつきましては、被害を受理して捜査をすることとしております。犯罪行為としての取扱いの求めがない場合によりましては、被害児童や保護者の同意を得まして、学校に連絡の上、必要に応じて加害児童の賢人育成を図るために、注意そして説諭を行ったり、前回皆さまにも御覧いただきました非行防止教室を開催するなど、いじめ防止対策を行っているところでございます。

また、年に1度いじめ等の少年問題に対応するため、教育庁様の方と連絡会議も開催し、その中でいじめ防止対策についての情報共有を図っているところでございます。

最後に、被害児童に対する支援といたしまして、被害児童等の精神的な被害を回復するために特に必要と認められる場合には、保護者の方の同意を得た上で、カウンセリングをはじめとした継続的な支援を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。非常に詳細な御説明を頂きました。何か御質問とかありますでしょうか。私の方から1点だけ、学校の非常にきめ細かな本当に具体的なことを教えていただいたりしていますけれども、学校にこういうふうな点に気を付けてほしいという、警察と連携する上で先生方にお伝えいただきたいのですが。

と言いますのは、学校はやっぱり警察に対して遠慮というかちゅうちょがあるような気がするんです。何かこういうことを言うと、警察の協力を得るとするのはちょっと難しいとか、遠慮なくやってほしいという先生の心構えみたいなのがあればお聞きしたいと思ったのですが、どうでしょうか。

【橋本委員】

そうですね。やはりちょっと警察への相談というと何かハードルが高く感じる方もいらっしゃるようなのですが、その辺りは本当にお気軽にか御相談いただければ、例えば、ちょっとこれはほかのところでは話さないでくださいというように言っただけであれば、保秘の方にも十分気を付けますし、その他こちらの方からも、その状況に応じてのアドバイスとかそういったような形が取れると思いますので、まずは、そうですね、学校側の方から、先ほども顔と顔の見える関係というように申し上げましたが、日常的な世間話から入っていただいて、相談しやすいような環境を構築してから、いろいろ詳細な相談をしていただければと思うところでございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。続きまして、横井委員から福祉の面でどうぞ。

【横井委員】

福祉の面から申し上げます。福祉の専門職には、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家資格がございます。スクールソーシャルワーカーの登用に当たっても、こういった専門資格を持っている者から選定するというようなことになっております。この精神保健福祉士ですとか、社会福祉士の資格というのは、業務の中に連携が含まれている、業務として連携を行うという職種でございますので、そういった立場から発言をしたいと思っております。

実効性を高めるために連携がどういう在り方がよいのかということでは、私もこの審議の視点の1番と2番が大きな柱かと思っております。

日常の連携ということですが、日常の連携がうまくいくためには前提として顔の見える関係、先ほど藤平委員がおっしゃったように、顔が見える関係の中で、どこに誰がいるということだけではなくて、この方ならどういう仕事をなさるといようなことが想像できて、つながっていける。そこで信頼を積み重ねていけるというような関係が基本的には必要かと思っております。そういった関係性になっていくための基盤づくりが非常に大事というふうに思っております、堅いような話なんですけれども、まずは文書による通知は非常に大事だなと。これを浸透させることがとても大事と思うのですけれども、通知文というのは現場でなかなか浸透しないんですよね。教育委員会まで来て、教育委員会から学校に行くのに時間がかかりますし、学校の中でも、生活指導の先生やコーディネーターの先生で止まってしまって、一般の教員の方々にはなかなか御周知されていないということもあるように見受けております。ですので、やはり研修等で噛み砕いた説明をタイムリーに、どういう通知が出ていて、何が求められているのか、いじめだけではございませんけれども、やはり噛み砕いた現場への浸透機会を意図的にお持ちになる必要があるのではないかと思います。

もう1点は、文書と同時に組織面でやはりサポートチームのようなマトリックスの組織をいかに工夫するか。それでお忙しい先生方の多忙化を配慮する中で、既存のマトリックス組織をどのように活性化したり、実効性の高いものにしていくかという仕掛けが必要かと思っております。

1番においては、そういった基盤づくりの点で、例えば、(2)のユースソーシャルワ

一カーが囲みの中に書いてございますけれども、東京都教育委員会のユースソーシャルワーカーを都立高校に派遣する事業などでは、非常に組織的に周知を図ってしまして、学校経営支援センターを通じて、非常に組織的に都立高校とユースソーシャルワーカーがつながる仕組みをつくっておりますし、方面別に東部・中部・西部で進路支援の担当者の方の連絡協議会等を年間で計画的に開催されて、そういったつながりの場をつくるということも仕掛けとして持っております。例えばそういうことですし、ほかにも、地域の要保護児童対策地域協議会などの定期的に人が集まる場、すなわち要対協では保護が必要な子供、支援が必要な家庭等に関してリストを作って進捗を管理していくというようなことを実務者会議というところでしますけれども、そうした定期的集まる機会の中で顔の見える関係、あの人ならこういう仕事ぶりだという関係をつくっていくというようなことを実質的に積み重ねていくということが有効かと思えます。

もう一つの大きな柱である連携の前提の方なのですが、ここは鈴木委員がおっしゃったこととかなり共通しております。連携の前提としては、やはり関係機関が連携するときに目的を共有するということが非常に大事と思っております。目標をはっきりするというので、そのためには二つ。一つはチームの支援ということです。チーム学校ということが言われておりますけれども、チームの支援を校内に体制づくりをする。そして、目的に関して校内においては合意形成をきちんと図るということだと思えます。その合意した目的を持って関係機関とつながっていく、すり合わせていくということかと思えます。そのためにはアセスメント、鈴木委員がおっしゃった見立てのところの精度を高めていくということだと思えます。このために、多職種において多角的に児童生徒を見ていくということが必要かと思えますので、見立ての早期の段階でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図っていければよいと思えます。

そのためには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特に私はスクールソーシャルワーカーの立場ですので、資質向上が必要と思えますし、資質向上のためにスーパーバイザー等の、先ほどシニア・スクールカウンセラーの話がありましたけれども、スーパーバイザー等の人材確保や指導体制の確立と、事例をよく研修できるように、事例の検討を通じて力量を高めていただけるような機会の確保ということが必要で、特に東京都においてはそのリーダーシップを執っていただくことが大事かと思えます。

したがって、3番目の連携の在り方についての総合対策については、ちょっと研修プログラム等を見てみますと、チーム学校の視点のところはもう少し噛み砕いて書いてあるといいのかなと思えますので、学校サポートチームもチーム学校の視点で少し整理し直すとかということがあってもいいのかと見ていて思いました。以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございました。非常に細かくお話を頂きましてありがとうございます。今の横井委員の意見で何かお聞きしたいことはございますか。もしあればまた後でお願いします。では、続きまして笠原委員をお願いします。

【笠原委員】

医療の立場がいじめ問題と関わる時というのは、例えばいじめられた人がトラウマを負ったとか、心の傷を負ったということで症状が出ている。それから、鬱（うつ）の症状がある、それから死にたいと言っているとか、そのひどいときはそういうことになりますし、それをきっかけに学校に行かなくなったなど、何らかの症状が出るということがあると思えます。また、学校の先生などによっては、そういう問題のトラブルの

背景に、その子自身の発達障害の問題があるとか、先ほど鈴木委員もおっしゃっていましたが、虐待の問題を抱えている子が更にいじめの問題に被害を被ったり、加害者になったりということがありまして、そういういじめ問題を発端として、何らかの症状ないしは医療的関与が必要と思われる子というのが我々の対象になってくるかと思えます。

そのときに、まず現状としてはそういうお子さんたちが病院に来るんですけども、医療というのは皆さんも当然ですけども、何かしら重たい状態ですね。例えば、本当にいじめ問題に絡むと、多くの子は学校無理と学校に行けないから、学校に相談できないから教育センターに行きなさいよともちろん言うんですけども、教育という名のつくところにもう行きたくないみたいな感じで病院に来る子は実際にいます。それは心の傷が深いと私たちは読み取って、当面の間は、現状としてはどうしているかということ、彼らに共感するためにも、学校悪いよねという話からスタートします。そうすると、もちろん学校が全部悪いわけではないですし、最終的には学校に戻ってほしいので、そこから何年間もかけて治療がスタートするんですけども、中学校でとんでもないことがあったということで、もう金輪際高校も行きたくないと言っているかということではなくて、高校は行けるようになりたいと言っている子が9割方、そういう子たちが多いので、何かこういうことがあったときに乗り越えるツールとしての医療でありたいなど思っているのは、多分こういった子供や青年期に関わる医者たちがみんな思っていることじゃないかとは思っています。

そういう前提で関わるんですけども、そもそも治療というのは、個人との契約になります。個人契約です。それで治療契約は大抵の場合、医療の場合は特に、まず親御さんと結ばざるを得ない。東京都はかなり医療費の負担がなくなっていますけれども、15歳超えればとか、高校生年代になれば医療費も発生しますし、保険証を持ってこないと駄目だということで、かなり親御さんが絡まないと医療というものは関われないんです。そうすると、親御さんとも治療契約を結ぶ、当然本人とも治療契約を結ぶということで、かなり個人のものになります。そうすると、その個人の情報ないしテーマを私たちが抱えたときに、それを学校とどこまで共有できるかという点は、かなり連携というところではいろいろとハードルがあります。

それで一番お願いしたいのは、先生方がよく本当に心ある先生方ほど病院とつながろうとしてくださって、電話をくださったり、「先生、ところでどんな話をしていますか。」と聞いてくださる、アクセスがあります。大事なことは、まず親御さんから御了解を取ってくださいと、親御さんに御了解を取って、それからできれば御本人にも、「何とか先生のところに行っているんだ。」ということをご了解取っていただいて、内容として私たちは、「あの子がこんなこと言っていました、こうでした。」ということはいりません。ほとんど言わないと思います。それは多分スクールカウンセラーさんたちも同じじゃないかと思いますが、こうでした、ああでしたではなくて、こちらからの見立てを伝える。こういう状況があり得るかもしれないので、学校ではこういうことを御配慮いただけるとありがたいようなことはお伝えできると思いますが、根掘り葉掘り伝えるということはなかなか難しいということがあります。それでもやはり、先ほど鈴木先生からも、それから福祉の側からも皆さんおっしゃっていることですが、顔が見えるというのは本当に大事なことで、病院はじゃあ誰とつながってもらうのがいいかということ、病院にはやっぱりソーシャルワーカーがいます。これは医療ソーシャルワーカーないしは精神保健福祉士、サイコソーシャルワーカーです。それでMSW、PSWというのですけれども、

学校だとスクールソーシャルワーカーなのでS SWですけれども、そのソーシャルワーカーが窓口になってもらえるとても連携はいいと思います。

というのは、医者や心理士は個人情報を持ち過ぎてしまっているのも、逆になかなか先生方に伝えることが難しいときもあります。けれども、ソーシャルワーカーは、コーディネートをする役割ですので、むしろ関係機関とつながって、例えばあそこの教育センターの心理の何とか先生が、これは大変だと言っているから、本当に大変なケースだと思いますよぐらいなことは顔が見えてくると本当に伝わってきます。何とか心理のスクールカウンセラーの何とか先生がこう言っているということは、やっぱりちょっと本当に重大なケースだねということで、医療が関わらざるを得ないんじゃないという判断が本当にできるようになっていきますので、顔が見える。それで顔が見えるということは、やはり地域に根差すということが結構大事で、本当に医療の側から申し訳ないと思っていますけれども、児童精神科医は少ないですし、それから子供を診てくれるメンタルの医療機関が少ないというのは本当によく分かっております。やはり、あそこにいる先生がいるからと言って、東京の端から端まで通院するというのは、子供にとってはとても迷惑なことになるので、やはり地域にそういうことを理解したり、造詣がある先生というのが、ポツリポツリとですけれども必ずいらっしゃるんです。

そういうところをむしろ開拓していただくのが教育センターの方たちにもやっていただけるとありがたいなと思います。こういう情報があるよ、ここに行ってこの先生はこういういじめの問題に関わってくれるよというようなことがあると、とても親御さんにはいい関わりになるかなと思います。

私は本当に小学校でいじめの問題にあって中学校に行ったり、それから中学校でいじめの問題にあって高校に行ったりというお子さんにたくさん会っていて、当然その小学校でいじめの問題があったときに、小学校の先生も、今何とかしなくちゃと思ってくださるんです。けれども、今解決できない問題もあるということは、教育現場でちょっと時間のスパン、「医者は悠長なことを言っているな」と思われるかもしれませんが、でも小学校に行けなくても中学校は行ける子はいますし、中学校行けなくても高校に行ける子もいますので、そういうことをちょっと長く見ていただいて、傷付いちゃうとその場には戻りたくないという気持ちは確かに起こる。それは先生が悪いとか学校が悪いのではなくて、それは心のメカニズムがそういうものだということを御承知置きいただくと、少し時間のスパンを長く見ていただくのも一つかなと思っています。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。医療の見方と、乗り越えるツールとしての医療の説明を頂きました。大変分かりやすく解説していただいたと思っています。

それでは、教育委員会の方から行政の立場で豊岡委員、お願いいたします。

【豊岡委員】

教育委員会の立場ということで、まず役割ということでは、教育委員会も学校と同じ、いじめ防止であったり、いじめの早期発見の対応であったり、ということです。それから、いじめ発生時の学校指導、学校支援というものがあります。さらに、皆さま方からお話を伺いましたけれども、関係諸機関の連携調整の役割というのが、教育委員会は、大きいのかなと思っています。

日常連携の話が出ましたが、学校が日常連携をどのように捉えるかということもありますが、日常連携は非常に難しいです。連携はやっています。例えば警察のスクールサポーターの方と、校長、副校長、生活指導主事が、校長室とか職員室でお話をする。

それから学校へ警察の方に来ていただいて、児童生徒に話をしてもらおう。それから、学校では今、学校運営協議会というコミュニティスクールというものがあり、そこに来てもらう。また学校運営協議会には弁護士の方が委員の中にいたり、それから、学校によっては、お医者さんなどが入っていたりするケースがあります。

ですから、そういうある意味、連携は、既に学校はしている。

じゃあ、日常連携はというと、それは非常に難しい。常に顔が見える人間関係は必要ですが、それはそのとおりののですが、今の学校の状況では厳しい。

それから、学校と日常連携で、学校とは誰か、というと「管理職」と「生活指導主任」です。全員の教職員と地域、町会、関係諸機関が顔を合わせて日常連携は現実的に図れないです。ということは、やっぱり少なくとも校長、副校長、生活指導主任が、各関係諸機関の方々と同じ合っているということが、まず最低限必要なことじゃないかと思っています。

ただ、それも非常に難しい学校もある。だから冒頭申し上げましたように、教育委員会の役割は、学校と関係機関等をつなぐ調整役であったり、パイプ役であったり、渉外役であったり、という役割を担っているということです。

今学校は、本当にいじめ、問題行動、保護者対応で、どこの学校も全国的に非常に苦慮している状況があるのではなかろうか、と思います。その原因はいろいろあるのでしょうけれども、私が考えるのはやはりこじれてしまうのは、これはよく言われることで、初期対応。先生たちが、管理職が初期対応を誤ってしまって、いじめが発覚したときの初期対応で、結局は学校で解決できない。こじれる。長引く。

だからそうならないように、しっかりと教員の指導・育成といいますか、いじめ対応、保護者対応というのは、教育委員会や、既に都教育委員会もいろんな資料や研修会でやっただいてるんですけども、やはりそのところを厚くやっていくことがまず大前提で、何にしても学校で解決できることが一番いいわけです。

だからその学校の<教員力>というか<人間力>が弱まっている状況にないだろうか、それは働き方改革の問題とか、理由は一つではないですけども、私はやはり、教師の<人間力>を高めていかないといけないと、強く思います。

次に渋谷区の状況、話をさせていただくと、渋谷区においても、いじめ問題対策委員会の設置・開催をしています。渋谷区でも、しっかりと、いじめ問題には取り組んでいます。それから、教育相談機能の充実ということでは、教育センターにおいて心理士を6人、スクールソーシャルワーカーを4人、それから教育アドバイザーと称して、精神科医の先生を非常勤ですけども1名、それとスクールロイヤーという弁護士さんを教育アドバイザーという名称で弁護士を入れていきます。日常連携は難しいですが、何かあったときに、校長に「弁護士に相談してください」ということを伝え、つないでいるという状況です。それが、その後、日常連携になっていく。それから、管理職、教員向けのいじめ防止研修会の実施もしています。

最後に、6月、11月に都のふれあい月間です。これを確実に学校にやらせることが大事です。ともすれば学校は流れてしまう傾向にあります。教育委員会は、このふれあい月間をいかに各学校がしっかりと調査する、実施させることが重要です。まずは、これによって、私はいじめ防止ができる、と思っています。ふれあい月間というのは非常に大事な施策です。以上、いろいろなことがある多忙な学校に対して、教員に対して、いじめ防止の取組をしっかりと行わせることが、教育委員会の役割だと感じている、今日この頃です。

【有村委員長】

ありがとうございます。渋谷区の実情から非常に学校に近い話なので、学校が解決すれば一番なんだという非常に身につまるお話を頂きました。ちょっといろいろとこれを議論したいところなんですけれども、時間もあれですけれども、最後に坂田委員に専門的な知見から今までの委員の皆さんからの御提案等について、方向性等を御示唆いただければと思います。

【坂田委員】

はい。時間も来ていますので簡単に。

連携、先ほど藤平委員もおっしゃっていましたが、日々と緊急時があって、緊急時はもう自殺事案のような場合です、追いまくられていくというか、連携せざるを得ない部分があるので、そこは多分動くんだと思うんです。

逆に言うと、今日のテーマですけれども、日常の連携をどうするかというところだと思うんです。私、これを送っていただいたときにこの資料を見て一番びっくりしたのは、調査結果を見ると、小学校 94、中学 95、高校 93、特殊 92 とパーセンテージが書いてあります。それを考えたときに、これというのは多分オフィシャルな、先ほどから出ている制度上そういうことをやっているかどうかという数字だと思うんです。要するに顔が見える関係ではなくて、開かれた会議で説明しているかどうか。そのときに私が気になったのは、じゃあ逆に言うと、そのオフィシャルなものをすら特支で8%、高校で7%の学校ができていないというほうが問題なんじゃないかと。そこすらできていないという状況で、もう一歩進んだ議論を今日しているわけですけれども、本当にそれが可能なのかなというふうに思いました。

それと、その中で学校の現状を考えたときに、本当に顔が見える連携ができるのかなと思ったときに、一つはやはり先ほど教育長も御指摘されていましたが、管理職とやっぱり一般教員の温度差というのはものすごいだろうと思います。

管理者は確かにそういう連携窓口に出て行きます。私もある都立高校で頼まれていじめの委員に今年から入ったんですけれども、そういうところに出て来られる先生と、出て来られていない先生の温度差というのは相当あるだろうなと思っています。そういう一般の先生のところでいけば、研修を受けていらっしゃると思うんですけども、私の方で考えてみると、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーは分かるんですけども、公認心理師というのは何と言われても、全く多分名称しか知らないんじゃないかというふうに思うんですよね。そういうふうに考えたときに、一般教員の先生たちをどうするか、また逆に言うと、窓口から管理職の先生がやられるのであれば、それを校内で共有するというための機会、校内に開くという方がやっぱり一番必要な視点になってくるのかなと思うんですが、そのときに検証をやるにも、先ほど皆さんから出ましたけれども、働き方改革の中で夏の研修を減らせという方向性が打ち出されている状況、それからいろんな研修が入った中でどれを減らすかという問題も入ってくる。その優先順位付けというのをどうするのか。いじめの問題というのは命に関わることなんだから、最優先にするというのであれば、それははっきりと打ち出していないと、やっぱり一般の先生方には響かないんじゃないかなと思います。

そういうところを考えたときに一番やっぱり必要なのは、先生方は弱音を吐かずに頑張っているんですけども、そういう先生たちをサポートするだけの中で出なかった話を一言言わせていただくと、予算というものをどう作っていくんだろうというところ。先生が他の仕事を減らしてこういう問題、開かれた学校というのであれ

ば地域と連携していくだけの時間を作るだけのシステム、それを作るだけの予算というものを確保していく必要があると思うんです。先ほど相川委員が出された大阪市の例なんかでも、スクロールロイヤールのために年間予算一千数百万とっているわけです。私のところにもスクールロイヤール制度を作りたいんだけどもという教育委員会から幾つか相談はあるんだけども、予算を聞いてみるとそこまで全然行かないわけです。弁護士さんもなかなか受けてもらえないという状況の中で、やっぱり予算の問題というのは大きいんだろうなというのが一つあります。

もう一つは、情報共有、情報教育ということが図られている中で、プライバシーと守秘義務の関係から、それをどういうふうに日常的なコミュニケーションの中にそれを取り込んでいけるのかという観点も法制度の側面から見直していかなくちゃいけないだろうと思います。今の個人情報保護法とか、個人情報保護条例というのを、そのまま厳格に適用したら、恐らく日常的な情報共有というのはほとんどできない状況になるんじゃないか。それで、許可してくれればいいんですけども、なかなかその許可を取ることで、学校は知っているのかという話になってきて、非常に厳しい部分というのが出てくると思うんです。

カウンセラーの世界というのは言い方がおかしいでしょうけれども、医療現場もそうだと思うんですけども、最近、組織的守秘義務という言い方がされるようになってきているんですけども、要するに校外まで含めて組織的守備義務をチーム学校という関係で、日常的な連携にまで拡大できるのかどうなのか。そういうところの議論というのを、これは立法論ともつながるのかもしれないですけども、やっていかないとなかなか本当の意味での情報共有というのは難しいんじゃないかということ、いろいろ皆さんの議論を聞かせていただいて思った次第です。すいません、長くなりました。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、坂田先生から非常にまとめのいい視点を頂きました。とりわけ今、私も思うのは、やっぱりいろんな事件が起こったり何かあったときに、そのベースとなる臨床的な研究と言いますか、ケース研究みたいなものがいろんな場所である意味ではちょっと厳しい言い方だけでも不足しているところがある。

例えば、学校現場でも、ちょっと初任者あたりがこれはいじめで困っているなというときに、その場でどうやって集まって検討したり、管理職に報告したりとか、場合によっては教育委員会に仰いだりとか、そういった行動がなかなかつくりだしていない現状があるような気がするんです。これはやっぱりいろんな場面でそれぞれカウンセラーの人とかスクールソーシャルとかいろんな場面で臨床的なケース研究というのが非常になされない。これは今、坂田委員が正に組織的守秘義務というか、そういうのがあって、学校でも限界に来ている部分があるような気がするんです。こういうことを聞いたらやっぱり保護者のプライバシーに関わるんじゃないかとか、それこそ虐待の問題なんかも幾つかの事件で大きな事件になっています。そういうことを考えるときに、私たちがどういうふうにそういう面も考えないといけないのかという新たな視点が、今日、委員の皆さんからの御指摘で出てきたような気がします。

私は非常にこれから更に5時間ぐらいかけて議論を続けたいなというぐらい非常に中身の濃い御提案というか、専門的な知見が得られたように思います。

そういった観点から、特にまとめということは申し上げられないのですが、是非事務局をお願いして恐縮なんですけれども、実効性を高める視点でいろいろ専門的な場面が出てきましたので、これの整理をしていただいて、次回の議論につなげていただ

ければありがたいと思っています。とりわけ、坂田委員からお話があった予算的な面というのも、難しいんですけども、これはある程度乗り越える必要もあるような気もするんです。

委員長として進め方も悪くて時間が過ぎてしまったんですけども、非常に深い議論が私は提案がされたと理解しますので、またこれを次回に共有できればいいと思っております。事務局にまた御苦勞をお掛けしますけれども、そんなふうにお願ひできればと思っております。

大変、進行が悪くて時間が過ぎてしまいましたけれども、本日の審議について終了したいと思っております。事務局の方で連絡等をお願いします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは皆さま、貴重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

委員の皆さま方には、次回の会議日程、また本日の会議録について電子メール等で伝えさせていただきますので、確認のほどよろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。時間が超過しまして失礼いたしました。以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

【有村委員長】

ありがとうございました。私申し上げたように、林委員からは御提案を頂いていますので、後日にでも、事務局の方でまとめていただきたいと思っております。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

分かりました。

【有村委員長】

先生方、ありがとうございました。失礼いたします。

【相川委員】

ちょっとすみません、1点だけ帰る準備をしながらでいいので聞いていただきたいことがあるんですけども、この会議でのテーマに関してなんですけれども、私、つい最近いじめ問題へのナラティブ・アプローチということについて勉強する機会があって、駒沢女子大学の講師の綾城初穂さんという方のお話を聞く機会があったんですけども、私よりも鈴木先生とか笠原先生にお話いただいたほうがいいかもしれないんですけども、非常に面白いというか興味深いアプローチで、その具体的にいじめにどう取り組むかというとき、今までもいろんなやり方があったと思うんですけども、もう一つの選択肢として検討するに値するのではないかなと思いました。そういうことについても是非テーマとして取り上げていただくことをお考えいただけないかなと思います。ごめんなさい、ちょっと時間が超過して恐縮なんですけれども、一言申し上げたかったです。

【有村委員長】

ありがとうございました。一応締めたんですけども、今、相川委員からお話ありました。そういった意味では、今、私も聞いてナラティブ・アプローチの話が出ましたけれども、いろんな意見に関して専門的な知見でこういうアプローチが開発されているところがあるんです、私も他にも幾つか存じているんですけども、皆さん専門的な方たちですので、次回もしよかったらこういうアプローチを紹介していただいて、あるいは行政的なレベルで取り組んでもらったらということと言われるというのも一つの方策かと思うんですね。

なぜそんなことを思ったかという、やっぱりこういう都教委でLINEなんかも開発しているわけですので、そういうものの延長として新たな視点があるんじゃないかと

思います。過ぎてしまいましたけれども、相川委員から非常に貴重な意見を頂きました。ありがとうございます。

では、改めてここで締めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【一同】

ありがとうございました。